

「新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）」概要版

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法*に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備えた平時の準備、感染症発生時の対策を示した計画

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）（平成24年法律第31号）： 病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたもの。

熊取町における行動計画改定の経緯

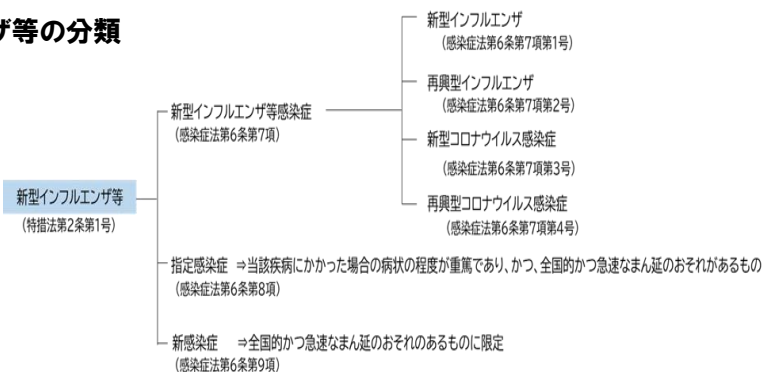
- 平成21年12月(2009年) 熊取町新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）策定
新型インフルエンザ（AH1N1）の流行を踏まえ策定
- 平成26年3月(2014年) 熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画策定
特措法に基づき、策定

- 令和6年7月(2024年) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 改定
- 令和7年3月(2025年) 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)改定
- 令和8年7月(2026年) 熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)改定
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、改定

行動計画の対象となる感染症

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤となるおそれがあり、また国民生活および社会・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症で、下図に示す「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」が対象となる。

■ 新型インフルエンザ等の分類



資料：大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）（令和7年（2025年）3月）

2. 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の患者の発生が一定の期間に偏った場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町政の危機事象上の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、大阪府、保健所、熊取町、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

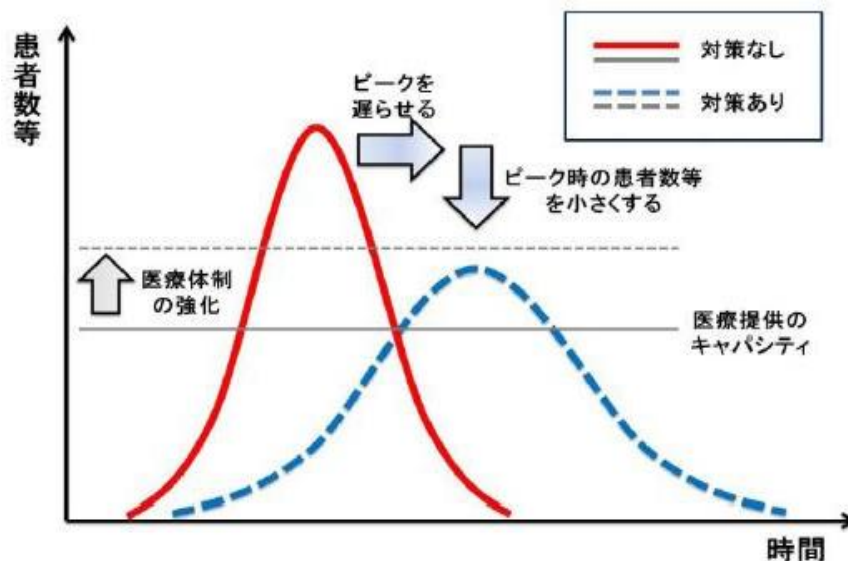
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- 感染流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び地域経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

■ 対策の効果(概念図)



資料：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）
(令和6年（2024年）8月30日）

3.熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

(1)平時の備えの整理や拡充

感染症危機に対応するには、平時からの体制作りが重要です。

- 平時から実効性のある訓練を定期的を実施、不断の点検・改善
- 医療提供体制・検査体制等、有事への備え
- 情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。
- 本町行動計画として、平時からの手洗いやマスク着用、正しい感染対策の普及啓発等、準備期の取り組みを充実

(2)対策項目の拡充と柔軟かつ機動的な対策の切替

- 過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定
- 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえ、大阪府と連携のもと、リスク評価に基づき、適切なタイミングで対策の柔軟かつ機動的な対策の切り換え
- 対策項目を整理し、6項目から7項目に拡充

①実施体制	① 実施体制
②情報収集・サーベイランス	② 情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u> ※
③情報提供・共有	③ まん延防止
④予防・まん延防止	④ <u>ワクチン</u>
⑤住民生活の安定の確保	⑤ <u>保健</u>
⑥医療	⑥ <u>物資</u>
	⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

※リスクコミュニケーション：関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応 必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等につなげていくための活動。

●対策項目ごとに3期に再設定

計画書では、必要な対策の選択肢を記載

準備期	発生前の段階、平時
初動期	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
	府内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期

4. 新型インフルエンザ等の各対策項目の主な内容

●国の示す 市町村行動計画作成の手引きを踏まえ、以下の7項目を主な対策項目とする。

項目	準備期(平時)	初動期	対応期
1. 実施体制 関係機関が連携し、取組を推進する	●実践的な訓練の実施 ●計画作成と体制整備・強化 計画作成・人材確保と育成・業務継続計画作成 ●関係機関間の連携体制強化	●対策本部の設置 ●全庁的な対応 ●必要な予算確保	●体制整備・強化 全庁的な対応 ●職員の派遣・応援 ●緊急事態措置の 手続き
2. 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 感染症対策を効率的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、住民等が適切に判断・行動できるようにする。	●情報提供・共有 ●偏見・差別や偽・誤情報に関する対応 ●リスクコミュニケーションの 在り方の整理	●科学的根拠に基づく正確な情報提供・共有、リスク コミュニケーションを行う ●体制強化 ●コールセンター等の設置による双方向のコミュニケーションの体制整備	
3. まん延防止 感染拡大速度やピークを抑制し、医療提供体制を対応可能な範囲に収める	●基本的な感染対策への 理解や準備の普及 ●必要な物品の備蓄 ●保健所、りんくう総合医療 センターとの連携	●まん延防止対策の準備 ●基本的な感染対策の実施 ●業務継続計画に基づく 対応準備	●国・府が示すまん延 防止対策
4. ワクチン ワクチン接種により住民の健康を守るとともに、患者数等の減少により医療提供体制を対応可能な範囲に収める	●必要な資材の準備 ●接種体制・実施方法の検討 ●科学的根拠に基づく情報 提供・共有 ●予防接種業務のDX推進	●国の方針を踏まえた 接種体制の構築	●接種の実施 特定接種、住民接種、高齢 者施設等への巡回接種 ●情報提供・共有 ●健康被害救済制度の 周知 ●接種記録の管理
5. 保健 訓練等を通じた人材育成、相談センターへの通知、健康観察・生活支援を行う	●人材の確保 ●研修・訓練等を通じた人材 育成及び連携体制の構築	●住民への情報発信・共有 の開始	●健康観察への協力 ●生活支援 ●相談対応
6. 物資 感染症対策物資等の確保・流通のもとに医療や検査等が円滑に実施されることで、住民の生命及び健康を保護する	●感染症対策物資等の備蓄 及び定期的な状況確認	●必要な感染症対策物資等の確認及び確保 ●物資不足に対する備蓄品の配布	
7. 住民生活及び地域 経済の安定の確保 社会全体で感染対策に取り組むことで、住民の生活及び経済への影響を抑える	●情報共有体制の整備 ●支援の実施への仕組み整備 ●住民等への物資及び資材の 備蓄の推奨 ●生活支援を要する者への 支援等の準備 ●火葬体制の準備	●事業継続に向けた準備等 の周知 ●生活関連物資等購入時における消費者としての適切な行動等住民への呼びかけ	●住民生活の安定確保 に向けた対応 心身への影響に関する施策 や教育・学びの継続への支援。 生活支援を要する者への支援

※下線は、平成26年(2014年)3月に策定した本町行動計画からの変更点を示しています。